

【重要・再送】

※平成25年12月1日以降、保険申込前の団体自主検査は認められません。
着工前保険申込の徹底をお願いします。

全住協 第217号
平成25年11月1日

会員各位

一般社団法人 全国住宅産業協会
専務理事 田村 仁人

特保住宅の保険受付と団体自主検査の日程について（着工前保険申込の徹底）

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当協会では、住宅保証機構(株)、(株)住宅あんしん保証、(株)日本住宅保証検査機構、(株)ハウスジーメン及びハウスプラス住宅保証(株)の「住宅瑕疵担保責任保険法人」より「特定団体」として認定を受け、特保住宅制度を運用しております。

このたび、各保険法人より、保険申込後に団体自主検査（基礎配筋工事完了時検査）を実施することを指導するよう、要請がありました。

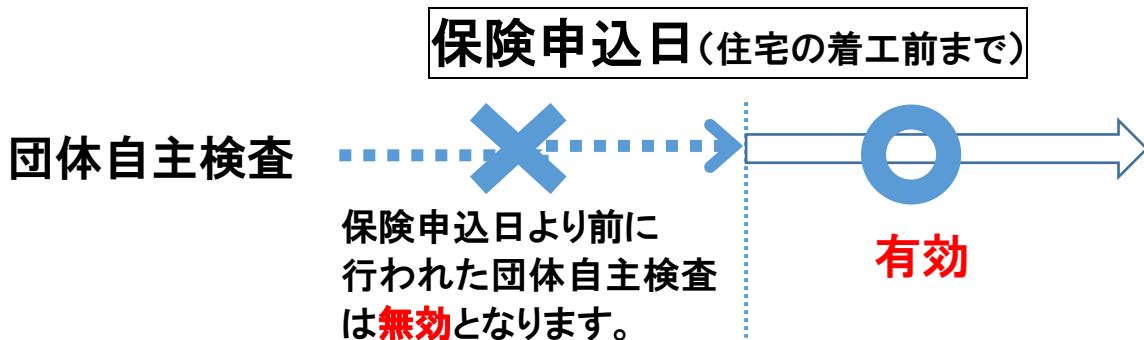
特保住宅の規程では、着工前の保険申込を定めており、規程の遵守は特保住宅制度の存続に係る大変重要な事項ですので、特保住宅関係者の皆様に確実に周知いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 団体自主検査の実施時期

団体自主検査は、必ず保険申込後に実施すること。



2. 団体自主検査が、保険申込前に実施された場合の取扱い

- (1) 団体自主検査として認められないため、既着工住宅の現場検査又は、引渡後住宅の現場検査を改めて受けていただくことになり、追加費用が必要となります。
- (2) 住宅保証機構(株)及び(株)住宅あんしん保証の2保険法人においては、一般住宅へ保険切り替えが必要となります。(保険料等の軽減が受けられなくなります)

3. 上記の取扱い開始時期

平成25年12月1日 申込受付分より

※(株)日本住宅保証検査機構、(株)ハウスジーメン及びハウスプラス住宅保証(株)の3保険法人は、既にこの取扱いを開始していますのでご注意ください。

4. 問合せ先

(一社)全国住宅産業協会 担当：杉原・水野・菊原・田頭 TEL 03-3511-0611